議案第１４５号

静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成３０年９月１４日提出

静岡市長　　田　辺　信　宏

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第７中

「

検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請	120,000円

を

」

「

検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請	120,000円
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請	27,000円

に、

」

「

仮設建築物建築許可申請	120,000円

を

」

「

仮設建築物建築許可申請	120,000円
特別の必要がある仮設建築物建築許可申請	160,000円

に

」

改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。